

米国—輸入畜産物に係るラベリング措置

(申立国：カナダ (DS384)・メキシコ (DS386) /被申立国：米国)

(上級委員会報告 WT/DS384, 386/AB/R、配布日：2012年6月29日)

小寺智史 (西南学院大学)

I. 事実の概要

1. 問題となった措置

本件でカナダとメキシコによって問題とされたのは、米国の食肉に関する原産国表示 (Country of Origin Labeling, COOL) 措置である。同措置は、2002年農業法及び2008年農業法によって修正された1946年農業マーケティング法(COOL法)、実施のための2009年最終規則 (AMS)、並びにヴィルサック米農務長官が業界に発布した2009年2月20日付の文書 (ヴィルサック書簡) などによって構成される。

(1) COOL 法

COOL 法の下では、食肉はカテゴリ-A からカテゴリ-E の5つに区別される。カテゴリ-A (米国产) は、「出生」「肥育」「と畜」のすべてが米国でなされた食肉である。カテゴリ-B (複数国产) は、「出生」「肥育」「と畜」のいずれかが米国でなされ、直後のと畜を目的としていない食肉である。カテゴリ-C (直後の「と畜」目的で輸入された食肉) は、米国以外で「出生」「肥育」され、直後の「と畜」目的で輸入された食肉である。カテゴリ-D (外国産) は、「出生」「肥育」「と畜」のすべてが外国でなされた食肉である。最後のカテゴリ-E はひき肉である。

さらに各カテゴリの食肉に対して、異なるラベルを用いることが義務づけられる。すなわち、カテゴリ-A についてはラベル A (Product of the US)、カテゴリ-B にはラベル B (Product of the US, Country X, Country Y)、カテゴリ-C にはラベル C (Product of Country X, the US)、カテゴリ-D にはラベル D (Product of Country X) をそれぞれ用いることが求められる。また、カテゴリ-E には、すべての原産国または合理的に可能性のあるすべての原産国のリストを表示することが義務づけられる。

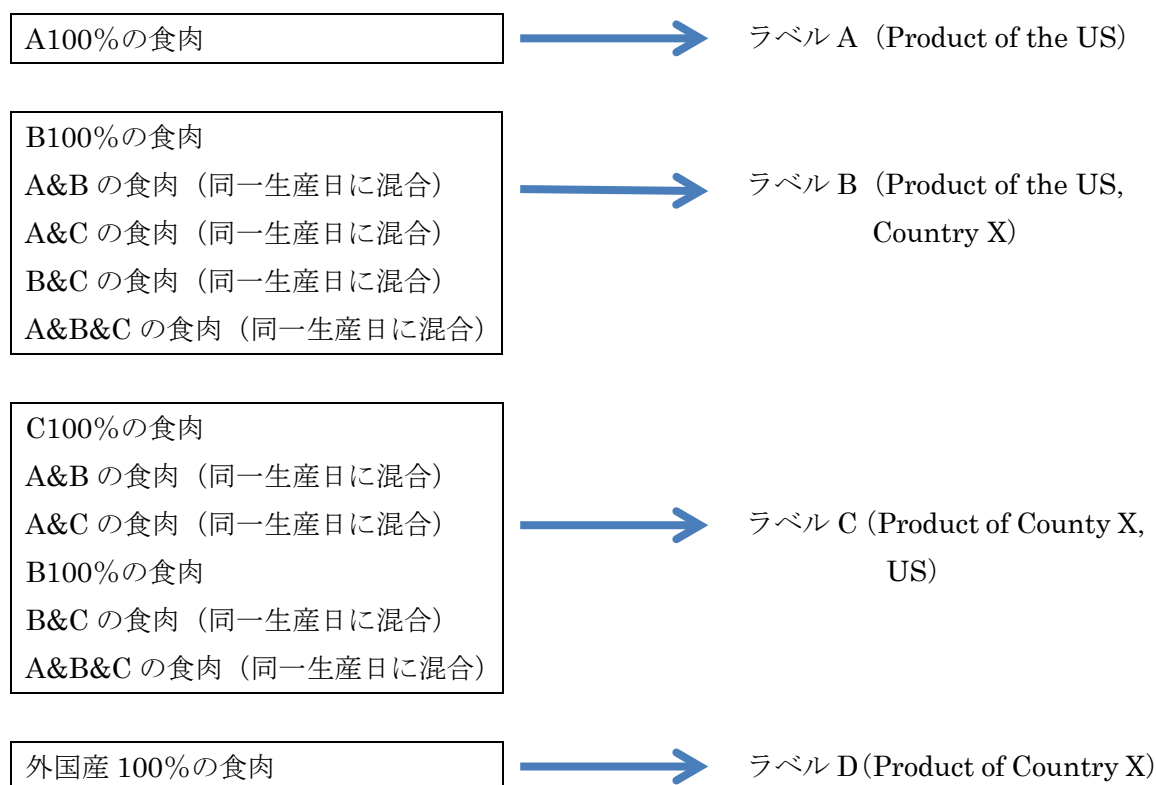
(2) 2009年最終規則 (AMS)

COOL 法を実施するための2009年最終規則 (AMS) ではさらに、混合された食肉に関して、次のような修正が施された。ラベル A (Product of the US) は、カテゴリ-A の畜産100%の食肉にのみ用いられる。それに対して、ラベル B (Product of the US, Country X, Country Y) は、カテゴリ-B の畜産100%の食肉のみならず、単一の生産日に混合されるのであれば、カテゴリ-A&B、A&C、B&C、A&B&C といった各カテゴリが混合された食肉に対しても使用することができる。さらに、ラベル C (Product of Country X, the US) についても、カテゴリ-C の畜産100%のみならず、カテゴリ-B の畜産100%の食肉に対しても使用が認められた。また単一の生産日に混合されるのであれば、カテゴリ-A&B、

A&C、B&C、A&B&C の食肉についても、ラベル C を用いることができることになった。

(3) ヴィルサック書簡

ヴィルサック書簡とは、ヴィルサック米農務長官が業界に発布した 2009 年 2 月 20 日付の文書である。同文書は、業界に対して、上記の COOL 法及び最終規則よりも詳細な表示を「自主的に」行うように求めたものである。



2. パネル報告の要旨

カナダは、米国の COOL 措置が①TBT 協定、特に 2.1 条及び 2.2 条の下での諸義務に違反し、かつ②1994 年 GATT、特に 3.4 条、10.3 条(a)、23.1(b)条に違反すると主張した。他方で、メキシコは、COOL 措置が①1994 年 GATT3.4 条及び 10.3 条並びに TBT 協定 2.1 条、2.2 条、2.4 条及び 12 条に違反し、かつ②1994 年 GATT23.1(b)条の意味において、同協定に基づきメキシコに与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害されている、と主張した。

上記主張について、パネルはまず、米国の COOL 措置及びヴィルサック書簡が強制規格であるか否かについて検討を加え、前者が強制規格であることを認定した（後者については否定）。そのうえでパネルは、COOL 措置の TBT 協定及び 1994 年 GATT 適合性を判断した。

TBT 協定については、まず 2.1 条に関して、①問題となる措置が「強制規格」であること、②問題となる輸入・国内産品が、2.1 条の意味において「同種の産品」であること、③

輸入産品に対して、同種の国内産品よりも「不利な」待遇が与えられていること、という 3 つの要素を挙げたうえで、COOL 措置がいずれの要素も満たしている以上、2.1 条に違反すると示した。2.2 条に関しては、①COOL 措置は 2.2 条の意味において貿易制限的である、②COOL 措置を通じて米国が追求する目的は正当ではない、③目的が正当であったとしても、COOL 措置は当該目的の達成のために必要である以上に貿易制限的である、という 3 点について申立国の立証の成否に検討を加えた結果、同措置の 2.2 条違反を認定した。

(1994 年 GATT に関する判断については省略。詳細については、2012 年度報告書を参照)。

3. 手続の概要

【手続の時系列的経緯】

2008 年 12 月 17 日 協議要請

2009 年 10 月 7 日・9 日 パネル設置要請

11 月 19 日 パネル設置

2011 年 5 月 20 日 中間報告

11 月 18 日 パネル報告書配布

2012 年 3 月 23 日 米国上訴通知

3 月 28 日 カナダ、メキシコ上訴通知

6 月 29 日 上級委員会報告書配布

7 月 23 日 パネル報告書、上級委員会報告書採択

8 月 21 日 米国、DSB の勧告及び裁定の実施に関する自国の意思を通報すると同時に、RPT を要請

9 月 13 日 カナダ、メキシコ、DSU21 条 3 項 (c) に基づく拘束力ある仲裁によって RPT を決定するように要請

9 月 26 日 カナダ、メキシコ、事務局長に仲裁人の任命を要請

10 月 4 日 事務局長、Giorgio Sacerdoti を仲裁人に任命

12 月 4 日 RPT を 10 箇月 (2013 年 5 月 23 日まで) とする仲裁決定配布

【上級委員会の構成】

Bhatia (議長)、Ramírez-Hernández, Van den Bossche

【第三国参加】

アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、コロンビア、EU、グアテマラ、インド、日本、韓国、ニュージーランド、TPKM 独立関税地域。

Ⅱ. 上級委員会報告要旨

1. TBT 協定 2.1 条

(1) TBT 協定 2.1 条の解釈

◇ 2.1 条における内国民待遇原則

2.1 条における内国民待遇原則違反を立証するためには、申立国は次の 3 つの要素を証明しなければならない。第一に、問題となっている措置が、TBT 協定附属書 1.1 で定義される「強制規格」であること、第二に、問題となっている輸入産品と国内産品が「同種の産品」であること、第三に、当該措置が、輸入産品に対して、同種の国内産品よりも「不利な」待遇を与えていること、である (267)。

◇ 不利な待遇の評価

不利な待遇の分析は、問題となっている強制規格が、関連する市場において、同種の国内産品との関係で、輸入産品に不利なように競争条件を変更しているか否かの評価を含む。同時に、附属書 1.1、TBT 協定 2.2 条及び前文第 2・第 5・第 6 節を包含する、TBT 協定 2.1 条という特別の文脈は、次のような解釈を支持する。すなわち、TBT 協定 2.1 条は、国際貿易に対するあらゆる障壁を当然に (*a priori*) 禁止しているわけではない (268)。

◇ GATT3.4 条との関係

TBT 協定 2.1 条における「不利でない待遇」という文言を解釈するための妥当な指針は、1994 年 GATT3.4 条に関する判例に見出されうる。GATT3.4 条と同様、TBT 協定 2.1 条の内国民待遇義務は、法律上 (*de jure*) と事実上 (*de facto*) の不利な待遇の双方を禁止する。すなわち、「ある措置が外見上、原産地中立的であろうと、2.1 条に『事実上』違反することはありうる」(269)。

◇ 「事実上」の不利な待遇

ある措置が、関連する市場において輸入産品に不利なように競争条件を変更していると判断するためには、当該措置と、輸入産品のための競争機会に対する悪影響とのあいだに「真正の連関」が存在しなければならない……あらゆる場合において、争われている措置が輸入産品に不利な効果 (*detrimental impact*) を与えているか否かの評価にとって関連するのは、「市場における競争機会への当該措置の影響」である (270)。

ただし、当該措置が輸入産品に不利な効果を及ぼしているからといって、ただちに TBT 協定 2.1 条違反となるわけではない。「むしろ、輸入産品に『事実上』の不利な効果を有する強制規格があつたとしても、かかる影響が正当な規制上の区別 (*legitimate regulatory distinction*) に排他的に (*exclusively*) 起因する場合、2.1 条に違反しないかもしれない。他方で、規制上の区別が公平な (*even-handed*) 方法で企図・適用されていない場合、かかる区別は『正当』とはみなしえず、よって不利な効果は 2.1 条で禁止される差別を反映したものとなるだろう。公平性の評価において、パネルは、『当該事案の特別の諸事情、すなわち、問題となっている強制規格の企図、設計、明らかになった (= 隠された) 構造、運用及び適用 (*the design, architecture, revealing structure, operation, application*) を注意

深く精査』しなければならない。」(271)

◇ 立証責任

2.1 条の下での立証責任に関して、輸入産品に与えられた待遇が同種の国内産品に対する待遇よりも不利であることを立証するのは、申立国である。申立国が一応の (*prima facie*) 立証を果たした場合、被申立国が当該立証を反駁する (272)。

(2) TBT 協定 2.1 条の適用：「不利でない待遇」

◇ 検討順序

上級委員会はまず、パネルが認定した COOL 措置に起因する不利な効果に関する、米国の 2 つの異議申立て、すなわち(i)COOL 措置は、輸入家畜による食肉と米国内家畜による食肉とに異なる待遇を与えている、というパネルの中間結論、及び(ii)COOL 措置が輸入家畜に対して不利な効果を与えている、というパネルの判断を検討する。続いて、米国の DSU11 条に基づく主張を検討し、最後に、COOL 措置に起因する不利な効果が TBT 協定 2.1 条に違反する差別を構成するか否かに関するパネルの事実認定を検討する (273)。

◇ 不利な効果

・異なる待遇

「COOL 措置、特に 2009 年最終規則 (AMS) の下、ラベル A の食肉も、同一の生産日に混合される限りにおいて、ラベル B を使用することが可能である。それゆえ COOL 措置の下では、一定の状況において、国内家畜からの食肉が輸入家畜を含むラベルを使用できるのに対して、輸入家畜は、米原産家畜のみから加工された食肉のラベルを用いることはできない」とするパネルの評価 (para. 7.295) に対して、米国は、COOL 措置は形式上、輸入家畜と国内家畜を同様に扱っており、同パネルの認定の誤りを主張した。

それに対して上級委員会は、「事実上」の異なる待遇を認定するうえで形式上の異なる待遇を認定することは求められず (277)、そもそもパネルは「COOL 措置の下での『この相違』は単に分析の『出発点』にすぎず、それが『事実上』の不利な待遇に関する主張であることを強調するものである」と述べており (278)、COOL 措置が輸入家畜に国内家畜とは異なる待遇を付与しているとのパネルの主張に誤りはないと判断する (279)。

・輸入家畜に対する不利な効果

米国は、韓国牛肉事件上級委員会報告などを援用し、それら報告書が一般的に、(i)措置「それ自体」が「原産地を理由として」輸入産品に異なる不利な待遇を与えているか否か、(ii)輸入産品に不利な効果がある限りにおいて、それら影響が措置「それ自体」に起因するのか、または原産地に無関係な諸要素に起因するのか、という 2 点に焦点を当ててきたところ、本件パネルは、「輸入家畜が国内家畜と同等に競争的か否か」の評価を誤って行っている (280)。2.1 条の下において、輸入産品に対する不利な効果が、争われている措置それ自体ではなく、民間の市場アクターの決定によるものである場合、当該措置が輸入産品に対

して不利な待遇を与えていると判断されるべきでなく、また措置が「原産地を理由として」輸入産品に国内産品よりも不利な待遇を与えていない場合、内国民待遇に反するとみなされるべきではない、と主張した (281)。

それに対して上級委員会は、TBT 協定 2.1 条が「法律上」と「事実上」双方の差別を禁止していることを確認し、事実上の差別を判断するうえでパネルは、当該措置の企図・構造が示す競争条件への影響など、問題となっている事実状況すべてを検討しなければならない、と指摘する。「特定の措置に起因する、輸入産品の対国内産品との競争機会への『何らかの』不利な効果は、2.1 条の下での不利な待遇のパネルの評価に潜在的に関連しうる」(Appellate Body Report, US—Tuna II (Mexico), para. 225) (286)。COOL 措置は、国内家畜、輸入家畜いずれかのみを加工するという選択を法的に強制するものではないが、同措置の企図及び米国市場における運用が意味するのは、家畜の分離 (segregation) が「(遵守を) 確保する現実的な方法である」ということである。パネルは、COOL 措置を遵守するための最も安価な方法は国内家畜のみを扱うことであり、それゆえ、COOL 措置は国内家畜のみを加工するインセンティブを創出し、輸入産品の競争機会を減少させたと認定したが (287)、この状況は韓国牛肉事件と類似している。すなわち、同事件において、韓国は、小規模小売業者に対して、国内牛肉または輸入牛肉のいずれかのみを販売することを求める「二元小売制度」を設けた。同事件において、上級委員会は、当該選択を求める措置の採用が、輸入品の競争機会を否定する「直接的な実際上の効果」を有すると判示した。ある措置が輸入品の一定の待遇を法的に求めていなくとも、市場関係者が一定の方法で行動するインセンティブを創出し、輸入産品を不利に取扱う「実際上の効果」を持ちうることはありえる (288)。政府の措置の適用に対する市場の反応は、当該措置の運用が輸入産品に「事実上」不利な待遇を与えるか否かの評価に常に係る (289)。民間のアクターが「ある措置が創出したインセンティブのために」一定の決定をとるように奨励・促進されたのであれば、それら決定は当該措置とは「独立」ではない (291)。

COOL 措置が、国内家畜のみを加工するインセンティブと輸入家畜を扱うことのディスインセンティブを創出することで、米国市場における輸入家畜の競争条件を変更したとするパネルの判断を支持する (292)。ただし、パネルは 2.1 条の分析をここで中断しているという点で不完全である。パネルは、不利な効果が正当な規制上の区別にのみ起因しているのか否か、COOL 措置は公平性 (even-handedness) を失っているか否かを決定すべきであり、この点、上級委員会が検討を引き継いで行う (294)。

(→下記「輸入された家畜への不利な効果と TBT 協定 2.1 条違反」)

◇ パネルによる事実認定

・分離と混合

米国は、パネルが「COOL 措置は分離を『必要』とする」と判断したところ、現在、分離の代替手段として混合が用いられているという事実を無視しているという点で、パネル

は DSU11 条の下での義務に反して行動したと主張した。

それに対して上級委員会は、パネルが主張したのは「あらゆる実際上の目的にとって、COOL 措置は、『たとえ分離が一定の柔軟性に服するとしても』、原産地に従って食肉及び家畜の分離を必要とする」ということであり、分離が法的に求められている、または常に同程度求められる、ということではないと指摘し、パネルの判断を支持する (137)。

・価格差の存在

米国は、米国市場において、国内家畜と輸入家畜との間に価格差が存在するというパネルの認定に対して、米国が提示した、米国市場全体における国内家畜と輸入家畜の価格差の縮小を示すデータが採用されなかったことに対して異議を申し立てた。

それに対して上級委員会は、確かにパネルは上記データを考慮していないが、そもそもパネルは、DSU11 条における義務を履行するにあたり、すべての証拠を取り上げて論じる必要はないと指摘する。パネルが証拠に言及しなかったことに対して、DSU11 条に基づき主張する当事者は、当該証拠がきわめて重要であるがゆえに、当該証拠への不言及がパネルの事実認定の客観性に疑義を生じさせるということを立てなければならぬ (321)。国内家畜と輸入家畜の価格差に関する証拠の客観的な評価に関して、パネルが DSU11 条に反して行動したことを米国は立証しなかった (326)。

◇ 輸入された家畜への不利な効果と TBT 協定 2.1 条違反

・検討の枠組み

カナダ・メキシコの家畜に対する不利な効果が正当な規制上の区別のみ起因するの否か。COOL 措置が公平な方法で企図・適用されているのか、それとも公平性を欠き TBT 協定 2.1 条に違反する差別を構成するのか。仮に COOL 措置による規制上の区別が、恣意的または正当と認められない差別となるような方法で企図・適用されている場合、それら区別は「正当」とはみなしえず、COOL 措置は 2.1 条違反となる。そこで、COOL 措置の「企図、設計、明らかになった構造、運用」を含む、本件の「特別の事情」を精査する (340)。

・COOL 措置の公平性 (even-handedness)

一般的に、COOL 措置の記録・検証要求に従い、「すべての」家畜の原産地に関する情報は、上流の生産者によって生産過程を通じて同定・追跡・伝達されなければならない。他方で、家畜から加工された牛肉・豚肉の「かなりの部分」は最終的には COOL 要求から免除され、いかなる COOL ラベルも付けることはない (344)。加工された食肉の小売業者が消費者に伝えるように求められる原産地情報の詳細さや正確さと比べて、上流の生産者が追跡・伝達することが義務付けられる原産地情報の詳細さや正確さは著しい (346)。以上のことより、COOL 措置が上流の生産者に求める情報上の義務は、義務的な小売向けラベルを通じて消費者に伝えられる情報のレベルと比べて不均衡である。COOL 措置が上述の規制上の区別を通じて消費者に原産地情報を伝える方法は恣意的であり、上流の生産者・加工者に対する不均衡な負担は正当と認められない (347)。

COOL 措置が要求する規制上の区別は、公平な方法によって適用されているとはいえ、輸入家畜に対する恣意的及び正当と認められない差別である。よって、輸入家畜に対する不利な効果は、正当な規制上の区別のみ起因するものとはいえ、TBT 協定 2.1 条に違反する差別を構成する (349)。

上級委員会は、理由は異なるものの、COOL 措置が輸入家畜に同種の国内家畜よりも不利な待遇を与えていることにより TBT 協定 2.1 条に違反するとしてパネルの最終判断を支持する (350)。

2. TBT 協定 2.2 条

(1) TBT 協定 2.2 条

◇ 2.2 条の構造

・ 第一文と第二文

第二文は第一文に含まれる義務の範囲と意味を示している (369)。

・ 正当な目的

正当な目的とは、合法、正当または適切な目標・標的を意味する。2.2 条に示されるいくつかの目的は例示列举である。TBT 協定前文第 6、7 節が言及する目的は 2.2 条に列举される諸目的と大部分一致する。他の対象協定の諸規定において認められる諸目的は、2.2 条の下での正当な目的の分析にとっての指針となりうる (370)。加盟国が追求する目的の客観的・独立した評価を行うためには、パネルは、法令の文言、立法史、及び問題となっている強制規格の「構造と運用」に関するその他の証拠を含む、自らに提示されたすべての証拠を考慮しなければならない (371)。

・ 正当な目的の達成

「達成」は何かを「完全に」成し遂げるのではなく、2.2 条で用いられているように、正当な目的の実現のために強制規格がなす貢献の「程度」に関連する (373)。

・ 「必要性」

2.2 条の文脈における「必要性」の評価は、次の諸要素の「関連性分析 (relational analysis)」を含む。すなわち、強制規格の貿易制限性、正当な目的の実現への貢献の程度、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性、である。パネルの「必要性」の決定は、これらすべての諸要素の考慮に基づかなければならない (374)。ここでの「貿易制限性」とは、「貿易に対して限定的な影響を有する」ことを意味する。「不必要な障害」という文言は、「一定の」貿易制限性は認められていること、及び実際に禁止されているのは、強制規格が正当な目的の実現に貢献する程度に必要なものを超える国際貿易に対する障害であること、を示唆している (375)。多くの場合、「国際貿易に対する障害」の存在は、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮にいれたうえで、問題となっている措置の貿易制限性及び目的の実現への貢献の程度と、合理的な利用可能で、かつより貿易制限的ではない代替手段とを比較して分析される (377)。

[A]n assessment of whether a technical regulation is “more trade-restrictive than necessary” within the meaning of Article 2.2 of the *TBT Agreement* involves an evaluation of a number of factors. A panel should begin by considering factors that include: (i) the degree of contribution made by the measure to the legitimate objective at issue; (ii) the trade restrictiveness of the measure; and (iii) the nature of the risks at issue and the gravity of consequences that would arise from non-fulfillment of the objective(s) pursued by the Member through the measure. In most cases, a comparison of the challenged measure and possible alternative measure should be undertaken. In particular, it may be relevant for the purpose of this comparison to consider whether the proposed alternative is less trade restrictive, whether it would make an equivalent contribution to the relevant legitimate objective, taking account of the risks non-fulfillment would create, and whether it is reasonably available. (378; cited from Appellate Body report, *US—Tuna II (Mexico)*, para. 322)

・立証責任

申立国が、争われている措置が正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であることの、一応の (*prima facie*) 立証責任を負う (379)。

(2) COOL 措置の貿易制限性

米国の主張は 2.1 条に関するパネル判断が上級委員会によって覆されることを前提にしているが、すでに COOL 措置の 2.1 条違反に関するパネル判断を支持した以上、考慮する必要はない (381)。

(3) 追求される目的の同定

◇ パネルによる目的の同定

・パネルによる文言の使い分け

パネルは報告のなかで COOL 措置の目的に関して、「消費者に原産地情報を提供すること」と「消費者に対して可能な限り、明確かつ正確な原産地情報を提供すること」という 2 つの用語を用いている。この点、上級委員会は、パネルによる COOL 措置の目的を前者であると理解する (391)。

◇ パネルのアプローチに対するカナダ・メキシコの批判

・パネルによる同定アプローチに対する批判

カナダとメキシコは、パネルが米国の主張のみに依拠して COOL 措置の目的を同定したことを批判した。これに対して上級委員会は、措置の文言、企図、構造、立法史及び運用の検討に基づく、独立かつ客観的な評価が求められると述べ、パネルはこれら評価を行ったと判断し (395)、カナダとメキシコの主張を却下する (396)。

・DSU11条に基づく批判

パネルは米国の主張にのみ基づいて目的を同定したわけではない(398)。メキシコ、カナダいずれの主張の却下する(433)。

(4) COOL措置の目的の正当性

◇ 正当性テスト

・カナダの主張

カナダは、目的の正当性を判断するテストとして、同種性(*ejusdem generis*)原則を主張した。すなわち、カナダによれば、2.2条に列挙されていない目的が正当か否かは、次の3つの要素によって判断される。第一に、ある目的が2.2条に明示的に列挙されている目的のひとつと「直接に関連」しているか否か。第二に、関連していない場合、「同種性(*ejusdem generis*)」の原則に従い、当該措置が列挙されている目的と同一の種類であるか否か。第三に、その他の目的については、「明確かつ説得的な証拠」がある限りにおいて「正当」とみなされうる、というものである(435)。

これに対して上級委員会は、確かに、列挙されている諸目的と関連・関係している目的については正当とみなされる可能性は高いが、それら諸目的に、関連する目的の「種類」や2.2条の正当な目的の集合を指し示す「明示的に列挙された諸目的の重要な共通要素」を見出すことはできない、と主張し、カナダの主張を却下する(444)。パネルの主張はいくつかの点で不明瞭と指摘しつつも(449-452)、パネルの判断を支持する(453)。

(5) 正当な目的の達成のために必要である以上の貿易制限性

◇ 法的枠組み

・米国による単一分析の主張

米国によれば、パネルが2段階テスト(*two-stage test*)、すなわち最初に争われている措置が目的を達成するか否かを判断し、それが肯定される限りにおいて、次に合理的に利用可能なより貿易制限的ではない措置の存在に依拠して、当該措置が必要である以上に貿易制限的であるか否かを判断するテストは誤っている。TBT協定2.2条は、単一分析(*single analysis*)を要求する。すなわち、同分析では、(i)合理的に利用可能な代替措置が存在、(ii)措置によって加盟国が適切とみなすレベルで正当な目的を達成、(iii)措置がより貿易制限的ではない、という3つの要素が累積的に分析される(455)。

これに対して上級委員会は、「米国-マグロ・マグロ製品の輸入販売に関する措置」上級委員会報告を引用し、強制規格が目的を「達成」するか否かが2.2条での分析の一要因であり、それは強制規格が正当な目的の達成に貢献する度合いに関連すると指摘する。この貢献の程度は、強制規格の企図、構造、運用及び適用から明らかとなる。この貢献は、2.2条で言及される他の要素とともに客観的に評価されなければならない。すなわち、(i)措置の貿易制限性、及び(ii)正当な目的が達成できないことによって生じる危険性の性質と重大性、

であり、多くの場合、争われている措置と可能な代替措置との比較がなされなければならない(461)。

・パネル判断

パネルは、原産地情報は明確かつ正確でなければならないところ、COOL 措置の下でのラベルは不正確で混乱をもたらし、消費者に対して有益な原産地情報を提供しえず、正当な目的を達成しないと判断した。

それに対して、上級委員会は、COOL 措置は、食肉のもととなる家畜が「出生」「肥育」「と畜」された国に関する情報の消費者への提供という目的に「貢献」していると判断する(466)。パネルの評価は、措置によって達成されている貢献の程度を同定することであり、当該措置が完全に目的を達成しているか、または何らかの最小限度の達成レベルを満たしているか否かに応えることではない。「消費者に意味ある原産地情報を提供していないため、COOL 措置は、2.2 条の意味において同定された目的を達成していないとする」パネル判断を誤りとし、上記理由により COOL 措置が 2.2 条に違反するとしたパネル判断を覆す(468)。さらに、代替措置の利用可能性に基づき、ある措置が「必要である以上に貿易制限的ではない」ことに関する立証責任を申立国が負わせるべきであったとする米国の主張についても、代替措置を検討せずして 2.2 条違反を認定したことでカナダ・メキシコに立証責任を免除したパネルの誤りを認める。

(6) 結論

◇ COOL 措置は、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的か？

・必要である以上の貿易制限性の判断

「米国—マグロ・マグロ製品の輸入販売に関する措置」上級委員会報告が示したように、ある措置が「必要である以上に貿易制限的」であるか否かの評価は、(i)問題となっている正当な目的に対する強制規格の貢献の程度、(ii)措置の貿易制限性、(iii)措置を通じて加盟国が追求する目的が達成できないことによって生ずる危険性の性質と結果の重大性、などの諸要素の評価を含む。「多くの場合、争われている措置と、可能な代替措置との比較がなされなければならない」(471)。

・COOL 措置

(i)COOL 措置は一定程度、消費者に対して原産地情報を提供することに貢献しており(476)、かつ(ii)貿易制限性も存在する(476)。また、(iii)目的が達成できないことによって生ずる危険性は特に重大ではない(478)と判断する。続いて、カナダとメキシコが提案する 4 つ代替措置を検討へと進むが、COOL 措置の貢献の程度に関するパネルの認定が存在しないなど、「パネルによる関連する事実認定、及び争いのない十分な諸事实在存在しないため、2.2 条の下での法的分析を終了し、COOL 措置が正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であるか否かを決定することはできない」(216)。

Ⅲ. 評釈

1. 本件の意義

2012年、TBT協定に関する3つの上級委員会報告が発出された。すなわち、「米国－クローブ・タバコの流通・生産に関する措置」事件上級委員会報告（WT/DS406/AB/R）、「米国－マグロ及びマグロ製品の輸入、マーケティング及び販売に関する措置」事件上級委員会報告（WT/DS381/AB/R）と本件である。採択日では、本件がもっとも遅く、そのため、本上級委員会報告書は、前の2つの報告書が示したTBT協定の解釈の方向性を確認する意義を有している。以下では、3つの報告書を通じて争われたTBT協定2.1条及び2.2条をめぐるいくつかの論点に着目し、本件が示した解釈枠組みを概観する。

2. TBT協定2.1条

本件によって確認されたTBT協定2.1条の解釈枠組みにおいては、争われた措置が2.1条違反を構成するか否かは、次の順序に従って検討される。第一に、当該措置が「強制規格」を構成するか否か。第二に、問題となっている輸入産品と国内産品が「同種の産品」であるか否か。第三に、当該措置が、輸入産品に対して、同種の国内産品よりも「不利な」待遇を与えているか否か、である。

このうち、本件を含む3つの上級委員会報告が明確にしたのが、第三の「不利な」待遇の解釈である。上級委員会はまず、TBT協定2.1条においては、GATT3.4条と同様、法律上（*de jure*）と事実上（*de facto*）双方の不利な待遇を禁止していることを明らかにした。そのうえで、争われている措置によって、輸入産品に対して国内産品よりも「不利な効果（*detrimental impact*）」が与えられているか否かに関し、輸入産品の競争機会への影響を検討しなければならないとした。

ただし、上級委員会によれば、当該措置が輸入産品に対して不利な効果を及ぼしているだけでは、TBT協定2.1条違反を構成しない。ここで重要となるのが「正当な規制上の区別（*legitimate regulatory distinction*）」という概念である。すなわち、不利な効果が「正当な規制上の区別」に排他的に（*exclusively*）起因する場合、それは2.1条に違反しないとされ、ここに正当性の判断基準が付加される。この正当性は、規制上の区別が「公平な（*even-handed*）」方法で企図・適用されているか否かで判断される。この公正性の評価においては、問題となっている強制規格の「企図、設計、明らかになった（＝隠された構造）、運用及び適用（*the design, architecture, revealing structure, operation, application*）」が検討される。

このように、上級委員会はTBT協定2.1条の不利な待遇の評価に「正当な規制上の区別」という要件を加えたが、この背景には、GATT3条とTBT協定2.1条の相違を見て取ることができる。すなわち、GATT3条においては、同条に違反する措置であってもGATT20条によって正当化可能であるのに対して、TBT協定2.1条には20条に相当する正当化条項が存在しない。この相違をいかに解釈するかについては、学説上、従来3つの異なる見解が存

在した¹。第一に、2.1条の違反を2.2条で正当化するという方法である。第二に、2.1条の違反をGATT20条で正当化するという方法である。第三に、TBT協定2.1条の「同種の産品」と「不利な待遇」の文言の解釈に柔軟性を持たせることで補填するという方法である。

この点、本件において、TBT協定2.1条の「不利な待遇」の解釈に「正当な規制上の区別」という新たな要件が加わったことは、上級委員会が上記3つの方法論のうち、第三の方法を採用したことを示唆するものといえよう。つまり、GATTにおける3条と20条のあいだの均衡が、TBT協定においては、2.1条それ自体のなかに「正当な規制上の区分」という概念を通じて解釈的に内包されている、と解することができる。その結果、上級委員会が第三の方法を採用する以上、第一と第二の方法、すなわち2.1条の違反を2.2条またはGATT20条で正当化することはできないと解される。

今後、上述の解釈枠組みに従って2.1条違反が判断される傾向を予測することができる。その際、本件で未だ明確にされていない「公平性 (even-handedness)」の判断基準、不利な効果が正当な規制上の区別から「排他的に」起因するといった場合の「排他性 (exclusiveness)」の判断基準などに関する上級委員会の判断に着目する必要がある。

3. TBT協定2.2条

本件では「マグロ・マグロ製品の輸入販売に関する措置」事件で上級委員会が示した2.2条の解釈枠組みが踏襲されている。すなわち、まず「正当な目的」に関しては、2.2条に規定された諸目的は例示列挙であり、TBT協定前文や他の対象協定において認められる目的が、2.2条を分析する際の指針となることが示された。さらに、加盟国が追求する目的は客観的・独立に分析されなければならない。その際、法令の文言、立法史、強制規格の構造及び運用 (the texts of statutes, legislative history, and other evidence regarding the structure and operation) に関する証拠が考慮されなければならない。

続いて重要なのが、正当な目的の「達成」の意味について、それが正当な目的の実現のために強制規格がなす貢献の「程度」であると判示されたことである。これは、本件において上級委員会がパネル報告を覆した点である。このように、正当な目的の達成が貢献の程度と判断される結果、争われている措置がこの段階でただちに2.2条違反を構成することはほとんどなく、実際、次の段階である必要性の判断において違反の有無が決められることになる。

この点、本件において上級委員会は、必要性を判断するにあたり、GATT20条の下での

¹ 以下については、内記香子「WTO法と加盟国の非経済規制主権—GATT、SPS、TBT協定による新秩序」日本国際経済法学会編『国際経済法講座I—通商・投資・競争』（法律文化社、2012年）75頁、参照。また本報告をまとめるにあたり、石川義道「TBT協定における『事実上の差別』の取扱い」第22回日本国際経済法学会報告（2012年11月24日、於大阪市立大学）も参照した。

「比較衡量 (weighting and balancing)」テストを参照し、強制規格の正当な目的の達成への貢献の程度、措置の貿易制限性、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性の性質と結果の重大性という 3 つの要素の評価と同時に、争われている措置とより貿易制限的ではない代替措置との比較を要求している²。TBT協定 2.2 条とGATT20 条における比較衡量プロセスとが厳密に一致するか否かは慎重な検討が必要であるが、さしあたり重要なことは、代替措置の利用可能性に関する一応の (*prima facie*) 立証責任が申立国に課される、ということである。実際、2.2 条違反が認められるか否かは、申立国による代替措置の利用可能性の一応の立証にかかっていると見える。本件においては、パネルが、COOL 措置が正当な目的を達成しえないとし代替措置の検討を行わなかったため、上級委員会は代替措置との比較について明確な判断を回避した。今後、TBT協定 2.2 条に関しては、GATT20 条の下での必要性に関する解釈との関係とともに、申立国がいかにして代替措置の利用可能性を立証するかが焦点となると思われる。

4. その後の経過

2012 年 8 月 21 日、米国は DSB に対して、勧告及び裁定を実施する意思を通報すると同時に、実施のための妥当な期間 (Reasonable Period of Time, RPT) を要請した。2012 年 12 月 4 日、DSU21.3 条に基づく拘束力のある仲裁 (RPT 仲裁) において、RPT は 2013 年 5 月 23 日までの「10 箇月」と決定された。

【主要参考文献】

- ・ W.D. Davey, “Non-Discrimination in the World Trade Organization: The Rules and Exception”, *Recueil des Cours*, Tome-354, 2011, pp.183-440.
- ・ J.H. Jackson, W.J. Davey, A.O. Sykes, Jr, *Legal Problems of International Economic Relations: Cases, Materials and Text*, 4th ed. (West Group, 2004).
- ・ W.A. Johncheck, “Consumer Information, Marks of Origin and WTO Law: A Case Study of the *United States—Certain Country of Origin Labeling Requirements Dispute*”, *Food Policy and Applied Nutrition Program Discussion Paper*, No.43 (2010), Retrieved 28 November 2012, from http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1579828.
- ・ D.W. Layton, T. Smith, L. Lizardo, “WTO Panels Give Clarity to WTO’s Agreement on

² GATT20 条における「比較衡量」テストまたはプロセスの詳細については、関根豪政「GATT 第 20 条における必要性要件の考察—比較衡量プロセスの内容と意義に関する検討」『日本国際経済法学会年報』19 号 (2010 年) 166—186 頁、参照。

Technical Barriers to Trade”, *International Trade Reporter*, 12 January 2012, Retrieved 28 November 2012, from

http://www.cwsl.edu/content/news/011212_Duane%20Layton%20'82_Article%20on%20WTO%20TBT.pdf.

・ J. Meltzer, “WTO Ruling on U.S. Country of Origin Labeling (“COOL”)”, *ASIL Insights*, Vol.16, Issue 23, 2012.

・ C. Ross, “In the Hot House: Will Canada’s WTO Challenge Slaughter U.S. Cool Regulations?”, *Brooklyn Journal of International Law*, Vol.30, No.1, 2010, pp.299-336.

・ A. Shoyer, “WTO Case Law on Product Standards and Labeling: New Cases, New Challenges”, *RIETI BBL Seminar*, 17 November 2011, Retrieved 28 November 2012, from <http://www.rieti.go.jp/en/events/bbl/11111701.html>.

・ E. Trujillo, “The WTO Appellate Body Knocks Down U.S. “Dolphin-Safe” Tuna Labels But Leaves a Crack for PPMs”, *AJSL Insights*, Vol.16, Issue 25, 2012.

・ T. Voon, “The WTO Appellate Body Outlaws Discrimination in U.S. Flavored Cigarette Ban”, *AJIL Insights*, Vol. 16, Issue 15, 2012.

・ R. Wolfrum, P.-T. Stoll, A. Seibert-Fort (eds.), *WTO-Technical Barriers and SPS Measures* (Martinus Nijhoff Publishers, 2007).

・ 泉卓也 「貿易上の懸念に関する多数国間レビュー」『法律時報』1051号（2012年）47－51頁。

・ 石川義道 「TBT 協定における『事実上の差別』の取扱い」第22回日本国際経済法学会報告（2012年11月24日、於大阪市立大学）。

・ 川瀬剛志 「ブラジルの再生タイヤの輸入に関連する措置」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書（2007年度版）』。

・ 米谷三以 「EC の農産品及び食品の商標及び地理的表示の保護」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書（2005年度版）』。

・ 関根豪政 「GATT 第20条における必要性要件の考察－比較衡量プロセスの内容と意義に関する検討」『日本国際経済法学会年報』19号（2010年）166－186頁。

・ 内記香子 『WTO 法と国内規制措置』（日本評論社、2008年）。

・ 内記香子 「WTO 法と加盟国の非経済規制主権－GATT、SPS、TBT 協定による新秩序」日本国際経済法学会編 『国際経済法講座 I－通商・投資・競争』（法律文化社、2012年）65－82頁。

・ 松下満雄 「EC のアスベスト及びその製品に係る輸入禁止措置」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書（2001年度版）』。

・ 松下満雄 「EC の鰯の表示」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書（2003年度版）』。